

明石市遊泳用プール指導要領

(目的)

第1条 この要領は、遊泳用プールの設置者及び管理者に任意の協力を求める事項を定めることにより、遊泳用プールにおける衛生水準の確保及び遊泳用プールの管理の適正化を図り、もって公衆衛生の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「遊泳用プール」とは、常設の貯水槽（以下「プール本体」という。）を設け、公衆に遊泳をさせる施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校に設置されるものを除く。）をいう。

(基準の遵守等)

第3条 市長は、遊泳用プールを設置しようとする者に対し、別表第1に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）、別表第2に規定する施設基準（以下「施設基準」という。）、別表第3に規定する維持管理基準（以下「維持管理基準」という。）及びプールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定。以下「安全基準」という。）を遵守させるよう求めるものとする。

(届出等)

第4条 市長は、遊泳用プールを設置しようとする者に対し、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

- (1) 遊泳用プール設置届出書（様式第1号）
- (2) 遊泳用プールの平面図、配置図、断面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、遊泳用プール設置届出書を提出し、遊泳用プールを設置した者（以下「設置者」という。）が前項の届出事項を変更したときは、速やかに遊泳用プール変更（停止、廃止）届出書（様式第2号）を提出するよう求めるものとする。

3 前項の場合において、その届出が施設の構造又は設備の変更により行われたときは、その変更の概要が分かる書類を添付するよう求めるものとする。

4 市長は、設置者が当該施設を停止し、又は廃止したときは、速やかに遊泳用プール変更（停止、廃止）届出書を提出するよう求めるものとする。

(改善指導等)

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その内容が施設基準に適合しているかどうかを審査し、改善を要すると認められる事項について、設置者に対し、改善するよう求めるものとする。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、必要に応じ、

設置者の同意を得て、当該施設の調査を行うことができるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により現場調査を行った施設が施設基準、維持管理基準、水質基準又は安全基準に適合しないと認めるときは、設置者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

附 則（平成30年3月29日制定）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 水質基準（第3条関係）

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH 値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上（1.0mg/L以下であることが望ましい。）であること。
- (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であり、かつ、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値として0.2mg/L以下が望ましいこと。

2 水質基準の適用除外

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用するものであること。
- (2) 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合には、1の(4)及び(5)に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

3 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌

及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

別表第2 施設基準（第3条関係）

1 総則

プール設備及び付帯設備は、利用者が快適かつ衛生的に利用でき、プールの利用形態や利用者数に見合ったものであること。とりわけ、特定の時期に利用者が集中するプールについては、その集中時に見合った設備を備えること。

また、これらの設備は、運用、点検整備、清掃等が安全かつ容易にできるように設置されていること。

さらに、貴重な水資源を効率的に利用でき、省エネルギーにも配慮した設備であることが望ましいこと。

2 プール設備

(1) プール本体

ア 不浸透性材料を用いること。

イ 給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とすること。

ウ プール本体の周囲にオーバーフロー溝を設けること。

エ プール本体の内部の適当な場所に階段又ははしごを設置すること。

オ 利用者の見やすい場所にプール本体の規模に応じた数の水深表示を行うこと。

(2) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(3) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素剤、塩素又は二酸化塩素（以下「塩素剤等」という。）を連続して注入する方法により行うものとし、かつ、プール水中の残留塩素濃度（二酸化塩素を用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるよう注入口数、注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。この場合において、使用する塩素剤等は、医薬品又は食品添加物を使用することが望ましい。

イ 二酸化塩素による消毒方法は、プールを有する施設に設置し、発生した二酸化塩素を連続して注入する方式のものに限ること。

ウ オゾン発生装置については、オゾンの注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

（４） 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者の利用が集中する時期にあっても浄化することができるように、随時、浄化能力を確認すること。なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、循環水量を加えたプール水の全容量に対し少なくとも１時間当たり６分の１の処理能力を有することとし、夜間、浄化設備を停止するプールにあつては、少なくとも１時間当たり４分の１の処理能力を有すること。

イ 循環ろ過装置により処理した後のプール水の水質は、その出口における濁度が、０．５度以下（０．１度以下が望ましい。）であること。

ウ 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

（５） オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床を洗浄した水等の汚水が混入しない構造とし、専用のろ過設備を設けること。

イ 唾液やたんを処理するための設備を設け、その排水は再利用しないこと。

（６） 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプール又はプール本体の容量が５０立方メートル未満であつて、常時清浄な用水が流入することにより清浄度を保つことができる構造である場合は、（３）及び（４）に掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

３ 付帯設備

(1) 更衣室

- ア 男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とすること。
- イ 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- ウ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(2) シャワー設備

- ア 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等プールの利用者が効果的に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造とすること。
- イ シャワー水等洗浄設備で用いた水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 利用者の利用に便利な位置に、プールの規模に応じた必要数のうがい設備、洗面、洗眼及び上り用シャワー設備を設け、かつ、飲用に適する水を十分供給できる構造とすること。

(4) 便所

- ア プールの規模に応じ、男女別に水洗式便所を必要数設置すること。
- イ 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- ウ 流水式手洗い設備及び消毒設備を設けること。

(5) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールには、利用者の支障がないよう水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設置すること。ただし、水中照明を設ける場合及び出入口や水深等の表示、付帯設備が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が100ルクス未満となっても差し支えないこと。

(6) 換気設備

- ア 屋内プールには、換気設備を設けること。
- イ 吸気の入入口及び排気口の位置について適切な配慮をし、効果的な換気ができるようにすること。

(7) 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(8) 掲示設備

利用者の衛生に関する注意事項、利用時間、プールの水温、プールの見取図

等を掲示する設備を、入口その他利用者の見やすい場所に設けること。

(9) くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

(10) 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤、測定機器等の必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。この場合において、当該設備は施錠可能であることが望ましい。

(11) その他の設備

高齢者及び障害を持つ人々が、プールを快適に利用できるよう、構造、設備等の整備に努めること。

別表第3 維持管理基準（第3条関係）

1 総則

利用者が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を別表第1に定める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備について常に清潔な状態かつ使用に適する状態を維持すること。

プール水の水質の維持等プールの維持管理上必要な事項について利用者に理解と協力を求めること。

利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数を制限する等必要な措置をとること。

2 管理責任者及び衛生管理者

(1) プールの安全かつ衛生的な管理及び運営を行う管理責任者を置くこと。この場合において、プールの施設長は、管理責任者を兼ねることができる。

(2) 管理責任者の指示によりプールの安全かつ衛生的な管理に関する実務を担当する衛生管理者を置くこと。この場合において、管理責任者は、衛生管理者を兼ねることができる。

(3) 前号の衛生管理者（管理責任者が兼ねる場合を含む。）は、プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者をもって充てること。

3 プール設備及び付帯設備の維持管理

(1) プール設備、付帯設備及びその他の設備は、常に清潔な状態かつ使用に適する状態に維持すること。

- (2) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行い、更衣室及び便所は、毎月1回以上衛生害虫の駆除を実施すること。
- (3) 屋内プールについては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。
 - イ 2月以内ごとに1回、二酸化炭素の含有率について測定を行うこと。
 - ウ 二酸化炭素の含有率の測定は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いる方法により行うこと。この場合において、アに定める基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの間におけるそれぞれ適切な時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (4) 足洗い槽を設置する場合は、塩素剤を使用し、遊離残留塩素濃度を50mg/L程度に保持すること。
- (5) 足洗い場又はシャワーに用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等適温とする措置を講ずること。
- (6) プールの使用時間の終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- (7) 1年のうちの一定の期間に使用するプールにあつては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行い、年間を通じて使用するプールにあつては、随時、清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。
- (8) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。
- (9) 消毒剤及び遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬、測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持について十分注意すること。この場合において、消毒剤は、他の薬剤と混和しないように管理すること。
- (10) エアロゾルを発生する装置を設けた、採暖槽等の水温が比較的高めの設備は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、温水中にレジオネラ属菌が検出されないよう管理し、その確認を年1回以上行

うこと。この場合において、レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行い、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質はオーバーフロー等により除去し、プール水が別表第1に定める状態を維持されるようにすること。
- (3) 入替え式プール（一度にプール水の全てを排水し、その後水を張ることにより行うプールをいう。）においては、少なくとも5日（利用の状況等によっては、これより短い期間）に1回、プール水の全てを入れ替え、入替時には、汚染物が入替後のプールに入らないよう清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。
- (4) 浄化設備については、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。
 - イ 運転時間内に浄化することができる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
 - ウ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。
- (5) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (6) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (7) プール水の水質検査は、次のアからウまでに掲げる濃度等の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める回数の測定をすることにより行うものとし、利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
 - ア 遊離残留塩素濃度 少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上（このうち1回は、利用者数の利用が集中する時間帯に測定することが望ましい。）
 - イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌 毎月1回以上

ウ 総トリハロメタン 毎年1回以上（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期に行うこと。）

(8) 前号の水質検査の結果が別表第1に定める基準に適合していない場合には、次に掲げる措置を講ずること。この場合において、当該措置を講じた場合であっても、水質検査の結果が同表の基準に適合しない場合は、市長の指示に従うこと。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4 mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4 mg/L以上であった場合には、大腸菌の検出理由を確認し、循環ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(9) プール水の温度は、原則として22℃以上とし、プール内で均一になるよう配慮すること。

(10) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

5 利用の管理

(1) 遊泳により人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、

遊泳をさせないこと。

- (2) 単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。
- (3) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。
- (4) 飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。
- (5) 利用者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。
- (6) 利用者の衛生に関する注意事項、利用時間、プールの水温、プールの見取図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 利用者数を常に把握すること。
- (8) 利用者が遊泳する前又は排便等によりプールサイドを離れた利用者が再度遊泳しようとする前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。
- (9) オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないような措置を講じること。

6 その他

- (1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、3年以上保存すること。
- (2) 水質基準に定める項目について行った検査結果を、検査後速やかに市長に報告すること。
- (3) 水着その他直接肌に接するもの（あらかじめ消毒し、清潔に管理されたものを除く。）は、原則として利用者に貸与しないこと。
- (4) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
- (6) プールに使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。
- (7) プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。